

仕 様 書

1 業 務 名	みどり市総合観光案内パンフレット作製業務
2 業 務 年 度	令和8年度
3 委 託 目 的	みどり市市制施行20周年を契機として、新たな観光資源や施設(リニューアルオープン等を含む)を掲載するとともに、豊かな自然や歴史・文化、四季折々の景観、地域に根付く食や体験など、本市の有する多彩な観光資源の魅力を一冊に集約した総合観光パンフレットを制作する。 本パンフレットを通じて、観光客に対する情報発信の充実を図るとともに、市内周遊及び滞在時間の延長、観光消費額の向上を促進し、「また訪れたい」と思えるまちとして認知を高め、リピーターの獲得につなげることを目的とする。
4 委 託 期 間	契約日の翌日から令和9年2月26日まで
5 納 入 期 日	令和9年2月26日(金)
6 納 入 場 所	一般社団法人みどり市観光協会 〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1034-5
7 支 払 方 法	業務完了後、請求書に基づき一括して支払う。
8 業 務 内 容	8-1 共通事項 ○打合せは、来所またはメール等により随時行う。 ○レイアウトを含めたデザインの企画編集を含む。 ○校了までに5回以上の校正を実施する。 ○観光パンフレットのデザイン、原稿作成、写真撮影及び印刷製本をすること。 ○完成後、編集可能なデータ及びPDFにて納品すること。 ○撮影した写真データ(JPEG等)を納品すること。 ○作製した地図・イラスト等のデータを納品すること。 8-2 規格・印刷等 本業務におけるパンフレットの仕様は、次の内容を基本とし、掲載内容やデザインコンセプト等を踏まえ、最も効果的な仕様を提案すること。なお、提案内容は委託上限額の範囲内で実現可能なものとする。 ○サイズ A5判またはA5変形判(仕上がりサイズ:幅210mm×高さ210mm以内) ○ページ数 16～24ページ程度(表紙を含む) ○印刷・製本 フルカラー印刷、中綴じ製本 ○紙質 パンフレットの用途や耐久性、閲覧性等を考慮し、提案によるものとする。 ○部数 30,000部
9 企 画 内 容	9-1 コンセプト ○「旅をつなぐ、みどり市。」 みどり市市制施行20周年のキャッチフレーズである「みどりつづく みらいつなぐ」の理念を踏まえ、「つなぐ」をテーマに、観光資源や地域の魅力を有機的に結び付け、旅のプランをスムーズに組み立てられる総合観光パンフレットを目指す。 ○それぞれの観光資源を個別に紹介するだけでなく、エリアや季節、観光スポット、飲食店、体験、イベントなどをつなぎ、「見る」「体験する」「食べる」「買う」「泊まる」を組み合わせた旅の楽しみ方を提案する。 ○モデルコースやテーマ別特集を通じて、読者がページをめくる中で自然と「次はここへ行ってみよう」「このあとはこちらにも立ち寄ってみよう」と旅の流れをイメージし、自分らしい旅のプランを組み立てられる構成とする。

仕 様 書

	9-2 デザイン ○写真やイラスト、地図などのビジュアルを効果的に活用し、文章量を抑えながら、読者が旅先での過ごし方を具体的にイメージできる誌面とする。 ○観光スポットや飲食店、体験、イベントなどをモデルコースやテーマ別特集でつなぎ、ページをめくるとに旅のプランが組み立てられる構成とする。 ○割付や余白、フォント、色彩に統一感を持たせ、写真の魅力を最大限に引き出すとともに、誰もが見やすく、親しみやすいデザインとする。 9-3 原稿作成 ○記事は、受託者が取材を行い、編集するものとする。 ○掲載記事に使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないよう十分に注意すること。 ○掲載する観光地や観光素材が複数箇所ある場合は、所在地域に偏りがないようにすること。 ○掲載する観光地や観光素材の指定があった場合は、依頼者の指示に従うこと。 9-4 写真撮影 ○製作に必要な写真で既存では対応できない場合は、写真撮影を行うこと。 ○当会が保有する観光施設等の写真で使用可能なものについては提供するが、それ以外については、写真撮影を行うこと。 9-5 その他 ○製作業務は、双方協議の上、実施する。
10 受託者の義務	・デザインを含む成果品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、当会に帰属するものとする。受託者は、著作権人格権を行使しないこととする。なお、当会は事前の連絡なくデザインを加工、二次使用できるものとする。 ・著作権等に関わる問題が第三者との間で生じた場合、全て受託者の責任とする。 ・受託者は、業務の遂行上知り得た秘密その他の情報を業務以外の目的に利用、漏洩してはならない。業務の完了後も同様とする。
11 そ の 他	本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、双方協議の上、決定する。